

広報あおだて

## 統合「東中」<三中・長木中>は 市内随一の近代校舎に

統合市立南中学校につづく2番目の統合中学校が、45年度から3ヵ年計画で現在の第三中学校敷地に建設されることになりました。(1月25日定例市議会で決定)

この統合中は、現在の市立第三中学校と市立長木中学校が統合するもので、新しい校名も「市立東中学校」と正式にきまっております。

市教育委員会では、この東中学校の建設がきまと同時に、伊藤教育長を先頭に長木中の父兄に2回、さらに第三中学校の父兄に1回、それぞれ統合中学校のねらいや、新校舎の青写真等について説明会を催しました。そして両校の父兄と十分な対話を深めたところ、両校とも心よく納得し、できるだけ早く新校舎を完成させて欲しいという、積極的な姿勢をみせております。

ところで、市内では初の鉄筋コンクリート4階建校舎の特長について述べてみたい。

◆市内の小中学校では初めての4階建である。

◆体育館を2階にし、体育館の下は騒音がはげしい工作室などの特別教室にて、授業に影響をあたえないようにする。

また、体育館の床面積は市立中学校随一で、その面積は県立大館鳳鳴高校の体育館に匹敵し、正式なバスケットボールのコートが2面もとれる広さである(約330坪)。

◆現在の両校の学級数はあわせて18学級になるが、将来の生徒数の自然増を考え、21学級(教室)の設計をしている。

◆冬期間の暖房はすべてスチーム暖房で行なう。

◆音楽室、理科室、技術室の各2教室をはじめ美術室などの特別室はいままでとちがって、広く、ゆったりとしてあるほか、相談室が各階ごとに設けられている以上、新校舎の特長についてその要点を述べましたが建設費に対する約2億5,000万円の捻出や長木からの通学道路の開通問題は新年度(4月)になってから皆さんにお伝えしたい。



## <米の生産調整>

### 本市の割当は1,365.4トン

米の生産調整問題が大きな話題になっています。

政府の考えでは米の消費が減退している反面、生産が増加しているため作付転換等によって米の生産調整を推進しなければ食管制度を維持できないという考えに立って、この政策を打ちだしたもの。

この政府の方針に基づいて、さる2月7日、県正庁で開かれた2回目の「県米生産調整対策協議会」で、秋田県が試算した県内各市町村への生産調整目標数量が明示されました。

これによると、秋田県全体で43.00トンのうち、当市に割当されたのは1,365.4トンになっています(293.7ヘクタール)。

この割当では、大館市の44年度平均反収4.62kg(農林統計調査)をもとに算出されたものであって、これを達成するためには、およそ293.7ヘクタールの減反が必要であり、全水田面積の7.14%になります。

しかし、これはあくまで44年度平均反収の4.62kgでありますので、この反収より低い水田では、さらに減反面積が増加することになります。

ところで、生産調整補助金は農業共済組合の実収基準反収が用いられることになりますので、その基準収量は28.0kg~5.0kgまでの段階があります。(平均が4.56kgになる)したがって、生産調整による補助金は最低2.2,680円、最高が4.6,980円で、平均して3.7,179円になる見込みです。

一方、この米の調整問題に対する農家の意見も複雑ですが「過剰米を招いた責任は政府にあるものの、食管制度を守り、将来の農業発展のために協力しなければならないだろう」という意見もあり、2月25日市に設置された「米生産調整推進協議会」では減産に協力することを確認し今後は、この生産調整目標を円滑に行なうための検討を加えていきます。そしておそらくとも種子の浸水に入る3月の上旬ごろまでには結論を出したいたい意向ですので、農家の皆さんのご協力をお願いします。

## 議会の活動

### ○議会運営委員会

1月21日 1月26日招集された第1回議会定期会期および議事日程について協議しました。

### ○総務財政常任委員会

1月22日 閉会中の審査を付託されていた請願、陳情について継続審査と決定したほか土地の処分(同和鉱業関係)、土地の取得(桂高校関係)について、市当局の説明を聞きました。

### ○建設水道常任委員会

1月22日 閉会中の審査を付託されていた請願、陳情のうち、次の5件は採択と決定しましたが、その他は継続審査と決定しました。

- (1)陳情第1号 農道の市道編入について(水門町地区)
- (2)陳情第15号 花岡沢林道の拡幅改良工事について
- (3)陳情第23号 新沢地区的県道舗装促進について
- (4)陳情第26号 道路舗装工事について(小館花地区)
- (5)陳情第29号 高館橋架替えについて(松木部落)

### ○教育産業常任委員会

1月23日 農林水産施設(杉沢水路ほか5カ所)の災害復興事業に関する債務負担行為について、市当局の説明を聞きました。

### ○第1回議会臨時会

1月26日に招集された第1回議会臨時会は、当初1月28日までの3日間の会期で開会されましたが、その後会期を1月30日まで2日間延長して、都合5日間の会期をもって、付議事件の審議にあたりました結果、同和鉱業への土地処分(花岡町堂屋敷9.16.4.62m<sup>2</sup>)、秋田県住宅供給公社への土地処分(孤台4.5.3.3.6m<sup>2</sup>)、桂高校移転用地の取得(根戸戸道下5.5.1.5.3m<sup>2</sup>)およびこれらに関連する一般会計補正予算案の以上4件は、いずれも原案のとおり可決されました。

また教育産業常任委員会全員の発議による「農業政策に関する意見書」(全国一律減反対を含む)についても、満場一致で可決され、政府関係機関にそれぞれ提出することになりました。

### ○公鉱害対策特別委員会

2月6日 全国市議会議長会公害対策特別委員会において、問題点として取りあげられ、政府関係機関に要望、陳情した事項について、報告あったほか、付託事項の調査日程について協議しました。

## 今年の固定資産税

### 土地は一齊評価替えされました

45年度の固定資産税は、1月1日現在で土地、家屋、事業用償却資産を所有している人に課税されます。

この課税にあたっては、国で定めた評価基準によって算出した課税標準に100分の1.4を乗じた額が、固定資産税として課税される仕組みになっています。

本号では、全国一齊に評価替えを行なった土地の評価額を中心にお伝えし、固定資産税に対するご理解とご協力を得たいと思います。

### ○家屋

ことしは、経年年数等に応じ、それぞれ経年減価を行ないまして、從来からの家屋の評価額は減価しております(耐用年数等を経過した家屋を除く)

### ○新築家屋の課税特例

44年に新築した住宅で、居住のために使用している部分が100平方メートル以下の場合は、その家屋に課税される固定資産税は3年間、2分の1が減額されます(併用住宅等では、人の居住に使用している部分)

### ○償却資産

45年1月1日現在の価格がそのまま課税標準になります。

### ○農地

44年度の課税標準額が、そのまま45年度以降の課税標準額になります。

### ○土地

宅地・山林・原野(農地を除く)  
前述のとおり、45年度の固定資産税の評価額は、自治大臣のきめた評価基準によって、全国一齊に評価替えを行なわれました。

現在の評価額は、39年度の評価額がそのままえおかれていた結果、土地については、地価の高騰が反映しているため、45年度の評価額もそれぞれ上昇しております。

しかし、税負担の急激な増をふせぐため、45年度以降の固定資産税は今までどおり、つぎの負担調整措置が構じられます。

上昇率 負担調整率 <課税標準の出し方>  
3倍未満 1.1  
3倍以上8倍未満 1.2  
8倍以上 1.3 昭和38年度の評価額に対する45年度評価額(新評価額)の上昇率の区分に応じて、左記の負担調整率を、前年度分の課税標準額に乘じて得た額が45

### 年度の課税標準になります。

#### <計算例>

38年度評価額	坪当り1,000円	負担調整率1.3
45年度評価額	坪当り9,000円	(6倍)
44年度評価額	坪当り3,000円	

とした場合の45年度~47年度の課税評価標準額は

45年度課税標準額	3,000円×1.3=3,900円
46年度課税標準額	3,900円×1.3=5,070円
47年度課税標準額	5,070円×1.3=6,590円

#### <免税点>……固定資産税がかかりません。

土地や家屋を所有していても、課税標準額の合計がつぎの額を下まわる場合は、固定資産税がかかりません。

土地	8万円未満
家屋	5万円未満
償却資産	5万円未満

### <固定資産台帳を見ましょう>

3月1日から3月20日まで、税務課において固定資産台帳をお見せします。

(日曜、休日を除く、午前9時~午後5時)

この台帳をみて、課税台帳に登録されている事項について不服がある場合は、3月1日から3月30日の間に固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

税務課では、縦覧の便宜をはかるため、本府から比較的遠距離にある地区に出向いて縦覧に供しますから、該当地区の方はこの日をご利用ください。

該当地区 縦覧場所 縦覧日

真中地区	真中出張所	3月11日・12日
二井田地区	二井田出張所	3月13日・14日
十二所地区	十二所出張所	3月16日・17日
花矢地区	花矢支所	3月18日・19日